

2015

ジック少額短期保険株式会社の現状

ディスクロージャー誌

2014.4.1～2015.3.31



ジック少額短期保険株式会社

目次

.....
ごあいさつ

シノケングループの概要

1 当社の概況および組織

経営理念	3
会社の特色	3
会社の沿革	4
経営の組織	5
株式の状況	6
役員の状況	6

2 主要な業務の内容

取扱商品	7
保険の募集	8
再保険の状況	9
保険金のお支払	9
支払時情報交換制度	11

3 主要な業務に関する事項

平成 26 年度における業務の概況	12
直近の 3 事業年度における主要な業務の状況を示す指標	13
直近の 2 事業年度における業務の状況	14
責任準備金の残高の内訳	18

4 運営に関する事項

リスク管理の体制	19
法令遵守の体制	19
個人情報の取扱いについて	21
反社会的勢力に対する基本方針	22
お客様相談窓口	22
指定紛争解決機関	22

5 財産の状況

計算書類	23
保険金等の支払能力の充実の状況	28
時価情報等	29

ごあいさつ

皆さま方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

日本経済は、消費税率引き上げに伴う影響により一時的に落ち込みましたが、輸出や設備投資の回復、底堅い個人消費などにより緩やかな経済成長が続くものと考えられます。

他方で、超高齢化社会への急速な進行や人口の減少は、中長期的な経済成長率に大きな影響を与え、日本経済が転換点を迎えている事を示しております。

当社は、一昨年9月に株式会社シノケングループ等を引受先とする第三者割当増資を行い、資本金を44,000千円へと増資致しました。これにより財務基盤を強化することができ、少額短期保険事業を持続的に営む態勢がより一層強化されました。

平成26年度は長年の課題であった代理店Webシステムの開発に着手し、Web申込受付システムとしてリリースすることができました。これにより、手書きの申込書ベースで処理していた保険契約業務を、代理店がWeb上で簡単にデータ入力し名寄せ処理などを行えるようになりました。

また当社が株式会社シノケングループの連結子会社となった結果、平成26年度においても引き続き株式会社シノケングループおよびそのグループ会社（以下、「シノケングループ」といいます。）の家財保険マーケットを深耕し、保険料収入が前期比59.5%増の215,772千円となりました。

更にグループシナジー効果が販売代理店新設にも反映し、代理店数は前期比17店増の155店となりました。

最終損益では、前期に引き続き保険料収入の増収に伴う普通責任準備金の積み増しが急増しましたが、2,005千円の利益を確保し、増収増益となりました。今後につきましても、シノケングループと連携し、シナジーの追求による収益性向上と企業価値向上を推進し、少額短期保険事業の業容拡大を目指して参ります。

あらためて皆さまのご支援、ご愛顧に感謝申し上げますとともに、当社の経営や事業内容につきまして、より深くご理解いただくための資料として「2015ジック少額短期保険株式会社の現状」を作成いたしました。

本資料により、当社およびシノケングループに対する皆さまのご理解が深まり、より一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年7月

ジック少額短期保険株式会社

代表取締役社長 菅沼 敏和

シノケングループの概要

株式会社シノケングループは、東京証券取引所 J A S D A Q 市場の上場企業です。純粋持株会社として、傘下の各事業会社の経営管理・指導を行っております。

ホールディングカンパニー	株式会社シノケングループ 〒 810-0001 福岡市中央区天神一丁目 1 番 1 号 アクロス福岡 TEL (092) -714-0040(代表) FAX (092) -714-0064
設立年月日	1990 年 6 月 5 日
資本金	10 億 1,130 万円 (平成 26 年 12 月末現在)
取扱市場	東証 J A S D A Q 市場 証券コード 8909
事業内容	各事業会社の経営管理事業 (純粋持株会社)
代表取締役社長	篠原 英明
連結売上高	397 億 2 千万円 (平成 26 年 12 月期)
グループ従業員数	391 名 (平成 26 年 12 月末現在)

主要なグループ事業会社のご紹介

株式会社シノケンプロデュース：アパート企画・マーケティング事業

株式会社シノケンハーモニー：マンション開発・販売事業、アパート開発・建築・販売事業

株式会社小川建設：総合建設業

株式会社小川建物：不動産開発・販売事業

株式会社シノケンファシリティーズ：不動産管理事業・その他の事業

株式会社シノケンアメニティ：ビルメンテナンス事業・マンション管理事業

株式会社エスケーエナジー：L P ガス供給販売事業

株式会社シノケンコミュニケーションズ：家賃滞納保証業務、アパートオーナー向け
ファイナンス事業

株式会社シノケンウェルネス：介護関連事業の統括事業

株式会社シノケンオフィスサービス：シノケングループのバックオフィス事業

SKG INVEST ASIA (HONG KONG) LIMITED：海外事業の経営管理事業

希諾建 (上海) 物業経営管理有限公司：不動産仲介事業、不動産コンサルティング事業、
ホテルオペレーション事業

ジック少額短期保険株式会社：少額短期保険事業、損害保険代理事業

1 当社の概況および組織

経営理念

シノケングループでは、以下の3本柱を経営の理念に掲げております。

- 一. お客様の成功がすべて
- 一. 感謝の気持ちを忘れない
- 一. チャレンジスピリッツ

会社の特色（経営方針）

当社は、以下の3本柱を経営方針に掲げております。

①お客様に安心を提供

既存の損害保険、生命保険にないユニークな保険商品を開発、販売し地域のお客さまに安心を提供いたします。

②地域経済の発展に貢献

少額短期保険の特性を活かし、小回りの良い・きめの細かな・顔の見える保険事業を確立し、地域経済の発展に貢献いたします。

③分かり易い仕組み、商品を提供

大手保険会社から取り残された小規模代理店、兼業代理店の方でも取扱い易く、お客さまに分かり易い保険商品を提供いたします。

会社の沿革

1996年以降の損害保険の規制緩和・自由化の流れを受けて、損害保険会社の社員であった代表者が、地域に密着した保険会社の設立に向け、新たな保険流通の確立を目指して、損害保険代理店などの出資により株式会社ジックを2001年9月に設立。

キャプティブ保険会社の活用を損害保険代理店、不動産管理会社へ提案する中、当時は保険業法の適用外であった任意共済事業の方が取扱易く優位なため、保険代理店有志とともに共済団体の設立に取り組み、2002年7月にF&R共済会（任意団体）を設立し、同団体の業務を株式会社ジックが受託しました。

F&R共済会は、家財保険と家賃保証を組み合わせたユニークな共済商品を開発し、販売しておりましたが、改正保険業法の施行に対応し、2006年3月に任意団体であるF&R共済会を解散し、株式会社ジックに事業譲渡いたしました。

2006年5月に株式会社ジックは、特定保険業者としての届出を千葉財務事務所に提出。少額短期保険会社への移行に向けて、社内体制の整備を進めました。

2年間にわたる準備期間を経て、2008年5月30日に株式会社ジックは千葉県初の少額短期保険業者として関東財務局に登録され、社名をジック少額短期保険株式会社に変更いたしました。

ジック少額短期保険株式会社は、千葉県を中心に1都1府7県に155店余りの代理店を展開し、地域密着型の少短期保険事業を推進しております。

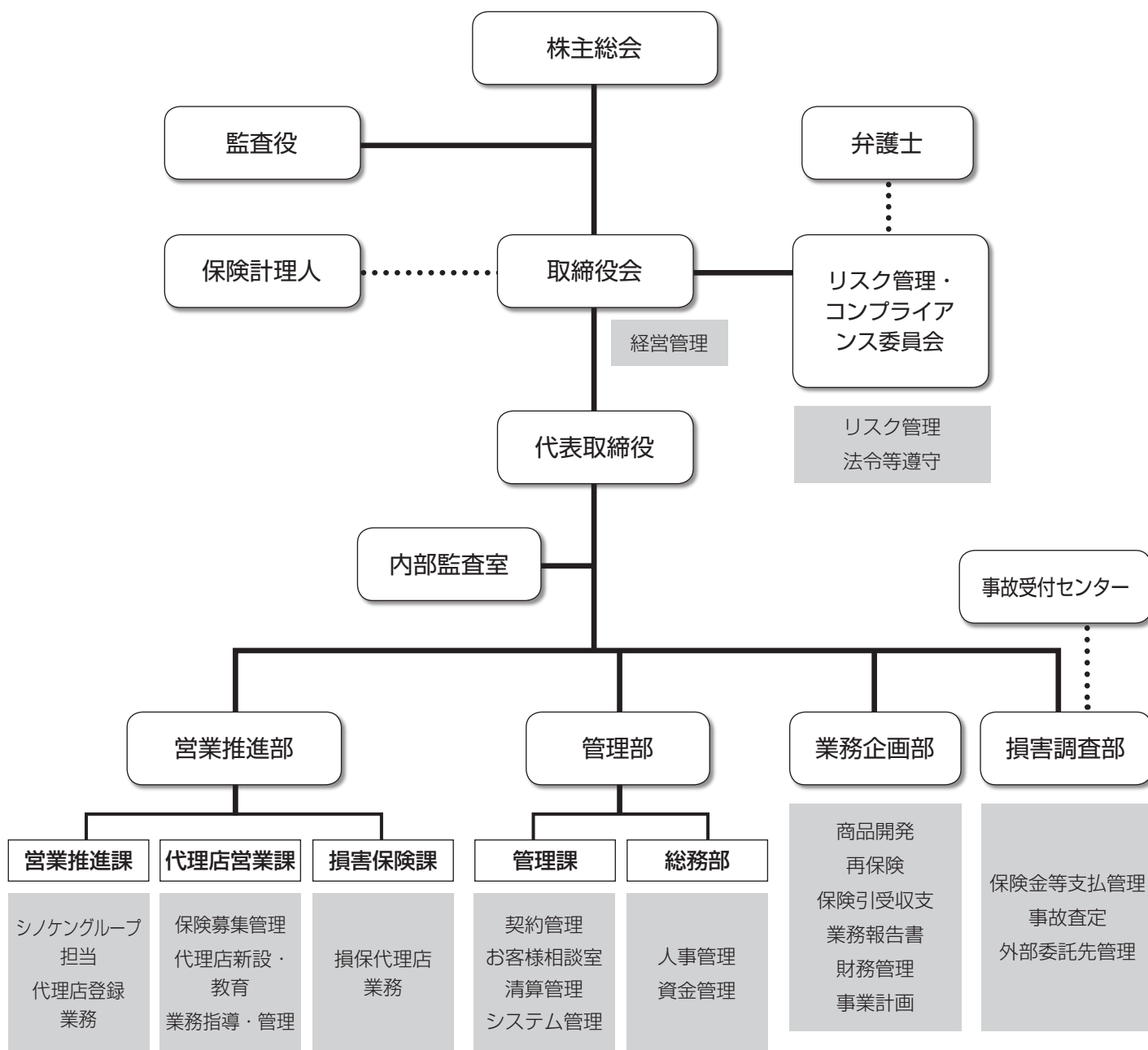
2010年11月より、関連業務の承認を受けて、損害保険代理業に進出。各種損害保険商品の提供を行っております。

2013年9月30日、株式会社シノケングループ等を引受先とする第三者割当増資を実施し、株式会社シノケングループの連結子会社となりました。

2014年7月1日より、賃貸住宅生活者向けの総合補償型商品である賃貸住宅生活者総合保険（ペットネーム：生活安心総合保険）の販売を開始しました。

経営の組織

当社の組織（平成 27 年 7 月 1 日現在）



所在地

本社：〒 283-0068
 千葉県東金市東岩崎 15-6
 電話 0475 (50) 2240 (代)

株式の状況

①株式数

発行可能株式総数	2,000 株
発行済株式の総数	1,000 株

②平成 26 年度末株主数 4 名

③主要な株主（全株主）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社シノケングループ	500 株	50.0%
菅沼 敏和	350 株	35.0%
篠原 英明	80 株	8.0%
朝日火災海上保険(株)	70 株	7.0%

(平成 27 年 7 月 1 日現在)

役員の状況

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
菅沼 敏和	代表取締役 経営管理、業務企画、 事務管理、コンプライアンス		
霍川 順一	取締役	株式会社シノケンオフィスサービス 代表取締役社長	
三浦 義明	取締役	株式会社シノケンハーモニー 代表取締役社長	
玉置 貴史	取締役	株式会社シノケンプロデュース 取締役部長	
飛高 武史	取締役 営業推進、コンプライアンス		
井上 勝次	監査役	イノウエ税務会計事務所 代表 株式会社シノケングループ 社外 監査役	税理士

2 主要な業務の内容

取扱商品：賃貸住宅生活者総合保険（ペットネーム：生活安心総合保険）

①特 徴

日本初の賃貸人等を被保険者とする「孤立死原状回復費用」など5つの特約を有しており、かつ、少額短期家財保険で初めてとなるリスク細分型家財保険であり、入居者のリスクに応じた補償プランを提供することが可能となった商品。

賃貸住宅の原状回復をめぐるトラブルに対して、国土交通省のガイドラインに基づき、修理費用保険を開発し、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険および賃貸住宅内に収容されている家財（所有者を問わず、収容されている生活用動産を補償）に関する損害保険を一つにまとめた総合補償型の賃貸住宅生活者専用商品です。

保険契約者が法人等で、契約時に居住者（被保険者）が特定できない場合は、賃貸住宅に居住する予定の総人数を申込書に記載することにより被保険者人数とし保険契約を締結することができます。

②補償内容

担保種目		補 償 内 容
賠償責任保険	個人賠償責任保険	借戸室の使用・管理に起因する漏水等により、他人の財物を破損させた等の借戸室内より発生した偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償責任保険金を支払う。
	借家人賠償責任保険	火災、破裂・爆発事故により、借戸室に損害を与え、家主（転賃人を含む）に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償責任保険金を支払う。
損害保険	家財損害保険	次の事故によって家財に生じた損害に対し、再調達価額を基準に保険金を支払う。 火災、落雷、破裂・爆発、落下・飛来・衝突等、水ぬれ、暴力行為・破裂行為、破損・汚損等。
	盗難損害保険	盗難事故によって家財に生じた損害に対し、時価額を基準に保険金を支払う。
	風水害損害保険	風災・雪災、床上浸水等の事故により家財に生じた損害に対し、再調達価額を基準に保険金額を限度に実際の損害額を支払う。
費用保険	修理費用保険	事故や居住者の過失により、借戸室内の建具等を破損させた場合や賃貸借契約に基づいて軽微な修理を行った場合の費用を支払う。
	罹災費用保険	火災などで家財が損害を受け保険金が支払われる場合、消防署、自治体などへの罹災手続き等の費用を支払う。
	緊急宿泊費用保険	火災などで借戸室が半焼以上もしくは住居としての機能を著しく失い仮住まいを余儀なくされた場合、臨時に生じる宿泊費用等を支払う。
	罹災転居費用保険	火事や風水害により、借戸室が半焼以上もしくは住居としての機能を著しく失い居住できなくなった場合、転居費用を支払う。
	残存物撤去費用保険	火事や風水害により、損害を受けた家財の残存物の取り壊し・搬出・清掃に支出した費用を支払う。
	ドアロック交換費用保険	ピッキングによる盗難に遭い、その再発を防止するためドアロックの交換や防犯装置等を設置した場合、1事故あたり3万円を限度に支払う。

③契約例

保険期間 2 年間

保 険 金 額										
賠償責任保険		損害保険			費用保険					
個人賠償責任保険	借家人賠償責任保険	家財損害保険	盗難損害保険	風水害損害保険	修理費用保険	罹災費用保険	緊急宿泊費用保険	罹災転居費用保険	残存物撤去費用保険	ドアロック交換費用保険
1000万円	1000万円	774万円	155万円	77万円	100万円	50万円	20万円	30万円	30万円	3万円

- 上記の保険料 36,000 円
- 家族構成等により 102 万円から 766 万円までの範囲で適切な家財の保険金額を選択することができる。この場合、保険料は 12,000 円より 36,000 円の範囲で 2,000 円単位に細かく設定されている。保険期間は、1 年契約または 2 年契約が選択でき、1 年契約の保険料については、2 年契約の半額となっている。
- 上記にプラスして、『地震災害費用保険』『ペット諸費用保険』『ストーカー対策費用保険』『ホームヘルパー費用保険』『孤立死原状回復費用保険』をいくつでもオプション（特約）として選択することができる。

保険の募集

当社の生活安心総合保険は、少額短期保険募集人による代理店募集により販売しております。

賃貸住宅にお住まいになる方向けの保険商品のため、当社の代理店は主として賃貸住宅を管理する不動産店に代理店委託しております。

保険の募集に際しては、以下の通り勧誘方針を定め、適正な募集活動の推進に努めております。

勧誘方針

1. 保険商品の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法及びその他の関係法令等を守り適正な販売に努めてまいります。
2. 保険商品の販売にあたっては、お客さまに内容を十分にご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励み、わかりやすいご説明に努めてまいります。
3. お客さまの保険に関する知識、加入目的、財産等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に即した適切な保険商品のご案内に努めてまいります。
4. 保険商品の販売にあたっては、お客さまの立場にたって、時間、場所等について十分に配慮するよう努めてまいります。
5. 万一事故が発生した場合の保険金の支払につきましては、ご契約の内容に従い、迅速、適確に手続きが行われるよう努めてまいります。
6. お客さまの個人情報情報は適切に管理し、プライバシーの保護に努めてまいります。

再保険の状況

当社は、お引受するリスクの分散による事業の安定性確保のために、当社の保険責任の一部を再保険契約しております。

再保険会社の選定については、原則として格付会社よりダブルB以上の格付けを取得している会社を要件としております。

当社は平成27年7月1日現在、当社は下記の再保険会社と再保険契約を締結しております。

再保険会社：朝日火災海上保険株式会社 出再割合：95%

保険金のお支払

保険事故が発生した場合、当社は以下のマニュアル類に従い迅速な保険金の支払及び支払漏れ防止に努めております。

事故処理マニュアル

1. 受付

契約者・代理店から事故連絡がきたら、その内容（火災、水漏れ、盗難など）を確認し、必要書類を発送する。

*** 電話による受付の場合、被害者（けが人）の有無を必ず確認。**

お見舞の言葉を忘れずに！

*** お客さまの不安を払拭し、スムーズな解決のためにできる限り親身に状況を聴取する。**

その際に判明している損害額概算を確認し、10万円以上の場合は現場の写真添付、30万円以上の場合は現場検証が必要となる場合がある旨を連絡する。

100万円を超える損害が予測される事故は直ちに損害保険鑑定人の手配を行う。

契約確認票をプリントアウトし、事故受付日時・事故類型・請求書類送付先等をメモし、事故処理BOXの所定の場所に保管する。

2. 書類の確認

*** 事故類型により、関係機関への問い合わせを実施する。**

警察へ被害届の確認。（盗難の場合）

消防署への届出の有無の確認。（火災の場合）

自治体への被害状況の確認。（水災など自然災害の場合）

① 損害額 30万円未満の場合

① 返送された書類に記入漏れがないかチェックする。

② 損害品の購入年月日、購入場所など記入漏れがあった場合は被害者（請求者）へ問い合わせる。また、レシートなどの損害品の裏付け書類が添付されていなかった場合は、それに代わる保証書、納品書等がないか問い合わせる。

- ③ 裏付け書類が全くなかった場合、損害品の写真または現品の送付を依頼する。
 - * 盗難事故などで現品がない場合や現金盗難の場合は、必要に応じ経緯書を送付し記入して頂く。
- ④ 全ての書類が整ったら、損害調査（査定）を実施する。
 - * 盗難事故の場合は、時価額、それ以外の場合は再調達価額で査定する。
 - * 損害が「原状回復」の修理費用であった場合は、修理業者の見積書、請求書に基づき損害査定を実施する。
- ⑤ 査定が完了し次第、被害者（請求者）に損害額を提示し協定する。

②損害額 30 万円以上の場合

- ① 書類受領後に被害者（請求者）へ連絡の上、必要な場合は現場検証の日時を決定し現場を確認する。
- ② 火災、水漏れ等で緊急性を要する場合は、直ちに現場を調査し、損害見込額が 100 万円以上の場合は、後日損害保険鑑定人と立会い再調査をする。
- ③ 被害者（請求者）より提出された損害品明細書に、現場検証した状況報告書をつき合わせて、損害調査（査定）を実施する。
- ④ 査定が完了し次第、被害者（請求者）に損害額を提示し協定する。

*適切な保険金の支払（査定）のために

- ①基本的な観点： 被害にあわれたお客さまに、迅速に適切な保険金を支払う。
- ②そのためには：（ア）必要な資料・情報を可能な限り入手する。
 - （イ）予断、偏見を排除する。
 - （ウ）お客さまにもできる限り協力して頂く。
 - （エ）不正（過剰）請求には毅然と対処する。
- ③査定額の決定： 損害調査部は、査定結果について代表取締役へ報告し、決済を受ける。代表取締役は、必要に応じて外部法律顧問に意見具申を求める。
- ④リスク管理・コンプライアンス委員会
 - ： 即時払い対象事故が発生した場合は、上記の査定に加えて、再保険会社との協議を行う。協議内容はリスク管理・コンプライアンス委員会へ報告し、損害データの変動影響などの検討を行い、必要があれば保険計理人へ損害率データ変動の可能性を通知する。

3. 協定

支払保険金額を決定後、速やかに被害者（請求者）に支払金額（協定金額）を提示し、了解されれば必要に応じて協定書を送付する。

*協定が必要な場合

- ①盗難事故で、保険金支払後に被害品が発見された場合の権利譲渡確認が必要な案件
- ②加害事故で、被害者より免責確認を取り付ける必要ある案件
- ③支払保険金 30 万円以上の案件

4. 支払

被害者（請求者）の了解を得た（協定完了）ものにつき、支払処理をする。

- * 損害調査部より支払指示を経営管理部に行う。

5. 完了

保険金の支払後に契約者（請求者）へ支払通知書を書面にて発送しております。

保険金支払漏れ防止マニュアル

①長期未請求案件

事故受付後、2ヶ月超経過しても保険金の請求書類が返送されなかった案件は、3ヶ月目に「事故経過照票」を送付する。送付後1ヶ月以内に連絡がなかった案件は、取扱代理店に状況報告を求め、速やかな請求または請求放棄の結論を得る。

②付随する支払漏れの防止

損害調査部による査定結果に対し、代表取締役は、その金額の妥当性、支払漏れの有無を精査し決済する。

管理部は、決済され支払指示された保険金に関して、付随する保険金の支払漏れの有無を再チェック後、支払手続きを行う。

③取締役会の関与

定時取締役会において、保険事故の処理状況報告を実施し、保険金の支払が適正に実施されているか？保険金の支払漏れはないか？を常時監督する。

④内部監査

リスク管理・コンプライアンス委員会は、年に2回、損害調査部による保険金支払業務が適正に実施されているか、の内部監査を実施する。

支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

* 「支払時情報交換制度」に参加している少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

3 主要な業務に関する事項

平成 26 年度における業務の概況

①事業内容

当社は「賃貸住宅生活者総合保険」（ペットネーム：生活安心総合保険）を、平成 26 年 7 月より代理店を通じて販売しております。

②経済環境

当会計年度におけるわが国の経済は、消費税率引き上げに伴う影響により景気は一時的に落ち込みましたが、輸出や設備投資の回復、底堅い個人消費などにより緩やかな回復に転じており、経済成長が緩やかに続くものと考えられます。しかし他方で、急速な高齢化社会の進行や人口減少は、これまでの人口増加⇒経済成長の社会構造・地域経済から大きな転換点をむかえている事を如実に示しております。

このような状況下、当社は地域に密着した身近な少額短期保険会社として、お客さまの暮らしに安心をお届けし、お客さまに信頼され選ばれる会社となるよう日々の業務に取り組み、きめの細かなお客さま対応や充実した補償内容をお客さま、管理会社へアピールし、少額短期保険事業を展開しております。

③事業経過と成果

平成 26 年度は、契約保有件数で対前期比 43.3%増、収入保険料が対前期比 59.5%増と件数・保険料ともに前年を上回り増収しました。また、保険金支払については、火災事故等での高額支払事故が多発しませんでした。契約保有件数・収入保険料がともに増加したため修理費用の支払が多発し、対前期比 25.1%増と増加しました。これに伴い再保険収入を加えた保険料等収入は、対前期比 56.5%増となりました。

他方、事業費は収入保険料の増収に伴う代理店手数料等の費用増があり、コスト削減に努めましたが、対前期比 54.5%増となりました。また、普通責任準備金の算出で、当期の収支残が未経過保険料を大きく上回り、責任準備金等繰入額が 6,303 千円と前期比 36.3%増加しましたが、経常損益は 2,196 千円の黒字となり、最終損益も 2,005 千円の利益を計上し増収増益となりました。

販売網の拡充については、対前期比 18 店増の代理店を新設しましたが、廃業される代理店もあり純増は 17 店となりました。

④今後の課題

お客さまに安心を提供する少額短期保険業者として、何よりも事業の安定性と継続性の確保が責務となっております。そのためには財務基盤の強化が前提条件となります。

この課題に対して、関東財務局の承認を得て、株式会社シノケングループ等を引受先とする第三者割当増資を実施し財務基盤を強化いたしました。また、それに伴い当社はシノケングループが有する 16,000 戸を超える賃貸住宅市場を獲得することができました。今後は、従来地域密着型の営業スタイルに加え、シノケングループと連携した体制を構築することにより、北海道から九州まで全国を対象とした営業展開が可能となりコスト削減も含め幅広いシナジー効果が見込めることを見込んでおります。

財産及び損益の状況の推移

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (当期)
収入保険料	105,467 千円	135,309 千円	215,772 千円
正味収入保険料	2,795 千円	3,205 千円	4,650 千円
利息及び配当金収入	2 千円	2 千円	2 千円
経常利益又は経常損失 (△)	560 千円	△ 992 千円	2,196 千円
契約者配当準備金繰入額	—	—	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	192 千円	△ 1,181 千円	2,005 千円
総資産	28,626 千円	48,550 千円	53,721 千円
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	273 円 59 銭	△ 1,391 円 25 銭	2,005 円 32 銭

直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (当期)
経常収益	205,971 千円	254,270 千円	396,599 千円
経常費用	205,411 千円	255,262 千円	394,403 千円
経常利益又は経常損失 (△)	560 千円	△ 992 千円	2,196 千円
当期純利益又は当期純損失 (△)	192 千円	△ 1,181 千円	2,005 千円
資本金の額 発行済株式の総数	35,000 千円 700 株	44,000 千円 1,000 株	44,000 千円 1,000 株
純資産額	15,793 千円	23,610 千円	25,616 千円
総資産額	28,626 千円	48,550 千円	53,721 千円
責任準備金残高	4,390 千円	9,000 千円	14,844 千円
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	1,106.9%	1,792.1%	1,900.3%
配当性向	—	—	—
従業員数	6 名	7 名	8 名
正味収入保険料の額	2,795 千円	3,205 千円	4,650 千円
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	274 円	△ 1,391 円	2,005 円

* 正味収入保険料の内訳は以下の通りです。

保険料及び再保険戻金の合計額	217,716 千円
再保険料及び解約戻金等の合計額	213,066 千円
差引	4,650 千円

直近の2事業年度における業務の状況

1. 主要な業務の状況を示す指標等

①正味収入保険料

種 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	3,205 千円	100.0%	4,650 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合計	3,205 千円	100.0%	4,650 千円	100.0%

* 正味収入保険料とは、元受収入保険料から再保険料および解約返戻金やその他返戻金控除したものです。

②元受正味保険料

種 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	130,357 千円	100.0%	207,690 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合計	130,357 千円	100.0%	207,690 千円	100.0%

* 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。

③支払再保険料

種 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	127,152 千円	100.0%	203,040 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合計	127,152 千円	100.0%	203,040 千円	100.0%

* 支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金を控除したものです。

④保険引受利益

種 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	△ 992 千円	100.0%	2,192 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合計	△ 992 千円	100.0%	2,192 千円	100.0%

* 保険引受利益とは、経常損益よりキャピタル損益、臨時損益を控除し、その他の収支を加味したものです。

⑤正味支払保険金

種 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	1,012 千円	100.0%	1,266 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合計	1,012 千円	100.0%	1,266 千円	100.0%

* 正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金から出再契約における回収再保険金を控除したものです。

⑥元受正味保険金

種 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	20,252 千円	100.0%	25,327 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合計	20,252 千円	100.0%	25,327 千円	100.0%

* 元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除したものです。

⑦回収再保険金

種 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	19,240 千円	100.0%	24,061 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合計	19,240 千円	100.0%	24,061 千円	100.0%

2. 保険契約に関する指標

①契約者配当金

該当ありません。

②正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

種 目	平成 25 年度			平成 26 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率
生活安心総合保険	31.6%	13.5%	45.1%	27.2%	— 78.1%	— 50.8%
その他の 保険	—	—	—	—	—	—
合 計	31.6%	13.5%	45.1%	27.2%	— 78.1%	— 50.8%

* 正味損害率 = 正味支払保険金 ÷ 正味収入保険料

* 正味事業費率 = 正味事業費 ÷ 正味収入保険料

* 正味合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

③出再控除前の元受損害率、元受事業費率及び元受合算率

種 目	平成 25 年度			平成 26 年度		
	元受 損害率	元受 事業費率	元受 合算率	元受 損害率	元受 事業費率	元受 合算率
生活安心総合保険	15.5%	74.3%	89.9%	12.2%	72.1%	84.3%
その他の 保険	—	—	—	—	—	—
合 計	15.5%	74.3%	89.9%	12.2%	72.1%	84.3%

* 元受損害率＝元受正味保険金÷元受正味保険料

* 元受事業費率＝事業費÷元受正味保険料

* 元受合算率＝元受損害率＋元受事業費率

④出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合
2社	100%

⑤支払再保険料の格付ごとの割合

格付区分	出再保険料における割合
A－以上	23.5%
BBB以上	76.5%
その他	—
合 計	100.0%

⑥未収再保険金の額

種 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	1,602 千円	100.0%	5,002 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合計	1,602 千円	100.0%	5,002 千円	100.0%

3. 経理に関する指標等

① 支払備金

種 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	145 千円	100.0%	606 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合計	145 千円	100.0%	606 千円	100.0%

* 支払備金とは、元受契約における普通支払備金および既発生未報告損害からそれに関わる再保険契約に基づく出再分を控除したものです。

② 責任準備金

種 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活安心総合保険	9,000 千円	100.0%	14,844 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合計	9,000 千円	100.0%	14,844 千円	100.0%

* 責任準備金とは、元受契約における普通責任準備金および異常危険準備金からそれに関わる再保険契約に基づく出再分を控除したものです。

③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

該当ありません。

④ 損害率の上昇に対する経常損失の変動

損害率上昇のシナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計 算 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増加する発生損害額＝既経過保険料の1% ・ 経常利益の減少額＝増加する発生損害額 ・ 増加する発生損害額を考慮しても異常危険準備金の取り崩しをすべき金額になりません。
経常利益の減少額	109 千円

* 既経過保険料は出再保険分を控除したものです。



4. 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

項 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	21,685 千円	44.7%	23,065 千円	42.9%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
運用資産計	21,677 千円	44.6%	23,045 千円	42.9%
総資産	48,550 千円	100.0%	53,721 千円	100.0%

②利息配当収入の額及び運用利回り

項 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	利回り	金額	利回り
現預金	2 千円	0.02%	4 千円	0.02%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
運用資産計	2 千円	0.02%	4 千円	0.02%
総資産	2 千円	0.007%	4 千円	0.007%

③保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当ありません。

④保有有価証券利回り

該当ありません。

⑤有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

責任準備金の残高の内訳

種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配当準備 金等	合計
生活安心総合保険	13,912 千円	932 千円	—	14,844 千円
その他の保険	—	—	—	—
合計	13,912 千円	932 千円	—	14,844 千円

4 運営に関する事項

リスク管理の体制

当社が少額短期保険事業を営む際に発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応等（以下「リスク管理」という。）を行うことにより、少額短期保険事業の健全かつ円滑な運営に資することを目的にリスク管理規程を制定しております。

当社を取り巻く「リスク」とは、次に掲げる業務の遂行を阻害する要因をいいます。

- ① 保険契約引受に関するもの
- ② 資産の運用、資金の流動性に関するもの
- ③ 情報システムに関するもの
- ④ 事務手続に関するもの
- ⑤ コンプライアンスに関するもの
- ⑥ 災害、非常事態に関するもの

当社はこのようなリスクに対応し、リスク管理・コンプライアンス委員会を取締役会直属の組織として設置し、リスクの防止、回避、軽減に努めてまいります。

法令遵守の体制

少額短期保険事業は、国民生活の安定・向上および経済の発展に密接な関わりを待つ公共性の高い事業であり、その活動を通じ社会公共の福祉の増進に資するという社会的使命を有しています。

当社が、お客さまからの負託や社会からの期待に応え、社会的責任を果たすためには、健全な業務運営を通じて得られるお客さまや社会からの信頼が基礎となることから、確固たる信頼の確立に向けて、「行動原則」および「基本的行動」からなる行動規範を定めております。

I. 行動原則

- ①お客さま本位の行動
- ②コンプライアンスと高い企業倫理に基づく行動
- ③社会的責任に基づく行動

II. 基本的行動

1. 商品の提案・提供から支払いまでの適切なお客さま対応の推進

お客さまからの満足と信頼が得られるよう、お客さまのニーズに応える質の高い商品およびお客さまの視点に立ったサービスを提供するとともに、保険金等のお支払いを適切に行う。

2. お客さまや社会との相互理解の促進

お客さまや社会に対し、事業活動に関する情報を正確かつ積極的に伝えるとともに、広くお客さまの声を捉えた上で、誠実に対応し、経営に反映する。

3. お客さま情報の適正な取扱いと保護の徹底

少額短期保険事業におけるお客さま情報の重要性を認識し、適正な取扱いを行うとともに保護を徹底する。

4. コンプライアンスの推進

お客さまと社会からの確固たる信頼を確立するため、あらゆる法令をはじめ、社会的規範を遵守した公正な事業活動を行う。

5. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力とは断固として対決する。

6. 環境問題への取組みの推進

環境問題への取組みは人類共通の重要課題であるとの認識に立ち、自主的かつ積極的に取り組む。

7. 社会貢献活動の推進

自らの活動の基盤となる社会の健全かつ持続的な発展に向け、「良き企業市民」として社会貢献活動に積極的に取り組む。

8. 役職員の人権尊重と活力ある職場環境の実現

職員の人権を尊重するとともに、個々の能力が十分に発揮できる、働きやすい職場環境を確保する。

9. リスク管理の徹底

お客さまに対する責務を確実に履行し信頼が得られるよう、経営者のリーダーシップのもとでリスク管理を徹底し、適切な運営および継続的な改善を行う。

10. 再発防止の徹底と説明責任の遂行

お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生したときには、経営者の強いリーダーシップのもと、徹底した原因究明と再発防止に努めるとともに、お客さまや社会に対する説明責任を果たす。

個人情報の取扱について

当社は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護マニュアルを定め、「個人情報の保護に関する法律」「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守し、以下の通り個人情報保護宣言を定めております。

個人情報保護宣言

当社では、ご契約者の信頼を第一と考え、個人情報保護の重要性を認識し、お預かりしたご契約者に関する取り扱いに関する方針を定め、その適切な管理・利用と保護に努めています。

①情報の収集と利用目的

当社では、お客さまとのお取引を安全確実に進め、業務上必要な範囲内でお客さまに関する情報を収集させていただいております。これらの情報は、ご本人かどうかの確認、ご申告内容の確認、保険契約の締結、保険金等の支払、弊社商品・その他各種サービスのご案内・ご提供などの目的に利用されます。

②情報の収集方法と種類

主に申込書・契約書や取引書類などに記載・入力された情報を収集しています。お客さまの住所、氏名など保険契約を締結するために必要な情報です。

③情報の第三者への提供

当社は、お客さまに関する情報を第三者に提供する場合には、原則として、ご本人の同意を取得します。但し次の場合は例外的にご本人の同意を得ないで、第三者に情報を提供することがあります。

- ・法令に基づく場合。
- ・再保険契約に伴い、当該保険契約の情報を提供する場合。

④情報の保護

当社は、お客さまの情報を正確、最新なものにするよう適切な措置を講じています。また、お客さまへの不当なアクセスなどを防止するため、万全を尽くしています。

⑤お問い合わせについて

お客さまご自身に関する情報開示のご依頼があった場合は、請求者をご本人であることを確認させていただいたうえで、お答えしています。また、お預かりした情報が不正確だった場合は、正確なものに変更させていただきます。

お問い合わせ窓口

〒283-0068 千葉県東金市東岩崎 15-6
ジック少額短期保険株式会社 管理部 個人情報係

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、少額短期保険事業に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために、下記の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底いたします。

反社会的勢力に対する基本方針

- ① 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
- ② 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する従業員の安全確保に努めます。
- ③ 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素より、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携体制強化を図ります。
- ④ 反社会的勢力による不当要求に対しては一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- ⑤ 反社会的勢力との事実を隠ぺいするための裏取引や、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

お客様相談窓口

当社の商品・サービス等に関するご質問、ご意見、苦情等のお申し出につきましては、下記のお客様相談窓口で承っております。寄せられたご意見、苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。

- ご相談窓口 ジック少額短期保険株式会社
 管理部 お客様相談窓口
 電話：0120 - 84 - 9431
 受付時間：平日の午前9時30分～午後5時（年末年始除く）

指定紛争解決機関

当社との問題を解決できない場合、お客様の必要に応じて一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する公正・中立な立場の指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」を利用いただくことも可能です。

- 少額短期ほけん相談室 電話：0120 - 82 - 1144
 FAX：03 - 3297 - 0755
 受付時間：9:00～12:00 13:00～17:00
 （土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）



5 財産の状況

計算書類

① 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成 25 年 度末	平成 26 年 度末	科 目	平成 25 年 度末	平成 26 年 度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	21,685	23,064	保険契約準備金	9,145	15,450
現金	8	19	支払備金	145	606
預貯金	21,677	23,045	責任準備金	9,000	14,844
有価証券	—	—	代理店借	4,365	—
国債	—	—	再保険借	6,815	6,374
地方債	—	—	短期社債	—	—
その他の証券	—	—	社債	—	—
有形固定資産	1,037	1,050	新株予約権付社債	—	—
土地	—	—	その他負債	4,615	6,281
建物	—	—	借入金	—	—
リース資産	—	—	未払法人税等	180	180
建設仮勘定	—	—	未払金	—	—
その他の有形固定資産	1,037	1,050	未払費用	1,740	2,118
無形固定資産	844	9,162	前受収益	—	—
ソフトウェア	824	9,143	預り金	421	445
のれん	—	—	リース債務	—	—
リース資産	—	—	仮受金	2,274	3,538
その他の無形固定資産	19	19	その他の負債	—	—
代理店貸	10,707	1,442	退職給付引当金	—	—
再保険貸	1,602	5,003	役員退職慰労引当金	—	—
その他資産	2,676	4,000	価格変動準備金	—	—
未収金	—	—	繰延税金負債	—	—
未収保険料	—	—	負ののれん	—	—
前払費用	139	157			
			負債の部 合計	24,940	28,105
			(純資産の部)		
未収収益	—	—	資本金	35,000	44,000
仮払金	—	—	新株式申込証拠金	—	—
その他の資産	2,537	3,743	資本剰余金	—	—
保険積立金	1,075	1,379	資本準備金	—	—
貯蔵品	1,190	2,084	その他資本剰余金	—	—
敷金	270	280	利益剰余金	△ 19,207	△ 18,384
長期貸付金	—	—	利益準備金	—	—
繰延税金資産	—	—	その他利益剰余金	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	繰越利益剰余金	△ 19,207	△ 18,384
供託金	10,000	10,000	自己株式(△)	—	—
			自己株式申込証拠金	—	—
			株主資本合計	15,793	25,616
			その他有価証券評価差額金	—	—
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	—	—
			評価・換算差額等合計	—	—
			新株予約権	—	—
			純資産の部 合計	15,793	25,616
資産の部 合計	28,626	53,721	負債及び純資産の部 合計	28,626	53,721

②損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 25 年度	平成 26 年度
経常収益	254,270	396,599
保険料等収入	252,398	395,115
保険料	135,309	215,772
再保険収入	117,089	179,343
回収再保険金	19,240	24,061
再保険手数料	96,457	153,338
再保険返戻金	1,392	1,944
支払備金戻入額	—	—
責任準備金戻入額	—	—
資産運用収益	2	4
利息及び配当金等収入	2	4
その他運用収益	—	—
その他経常収益	1,870	1,480
経常費用	255,262	394,403
保険金等支払金	153,748	238,393
保険金等	20,252	25,327
解約返戻金等	4,952	8,082
契約者配当金	—	—
再保険料	128,544	204,984
責任準備金等繰入額	4,624	6,303
支払備金繰入額	13	460
責任準備金繰入額	4,611	5,843
資産運用費用	—	—
事業費	96,890	149,707
営業費及び一般管理費	93,472	145,687
税金	1,960	1,898
減価償却費	1,458	2,122
退職給付引当金繰入額	—	—
その他経常費用	—	—
経常利益又は経常損失 (△)	△ 992	2,196
特別利益	—	—
特別損失	—	—
価格変動準備金繰入額	—	—
その他特別損失	—	—
契約者配当準備金繰入額	—	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△ 992	2,196
法人税及び住民税	189	191
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	189	191
当期純利益又は当期純損失 (△)	△ 1,181	2,005

* 正味収入保険料の内訳は以下の通りです。

収入保険料	215,772 千円
再保険返戻金	1,944 千円
支払再保険料	204,984 千円
解約返戻金	8,082 千円
差引	4,650 千円

* 正味支払保険金は、1,266 千円です。

* 1 株当たりの当期純損失は、2,005.32 円です。

③キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	平成 25 年度	平成 26 年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	△ 992	2,196
減価償却費	1,458	2,122
保険業法第 113 条繰延資産償却費	—	—
支払備金の増加額 (△は減少)	13	461
責任準備金の増加額 (△は減少)	4,610	5,844
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	—
価格変動準備金の増加額 (△は減少)	—	—
利息及び配当金等収入	△ 2	△ 4
代理店貸の増加額 (△は増加)	△ 9,627	9,265
再保険貸の増加額 (△は増加)	△ 263	△ 3,400
代理店借の増加額 (△は減少)	4,365	△ 4,365
再保険借の増加額 (△は減少)	3,749	△ 441
その他	△ 792	331
小 計	2,519	12,009
利息及び配当金等の受取額	2	4
利息の支払額	—	—
その他	—	—
法人税等の支払額	△ 189	△ 191
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,332	11,822
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	—	—
固定資産の取得による支出	△ 710	△ 10,452
保険業法第 113 条繰延資産の取得による支出	—	—
その他	250	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 460	△ 10,442
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	—	—
借入金の返済による支出	—	—
株式の発行による収入	9,000	—
配当金の支払額配当金の支払額	—	—
その他	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,000	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	10,872	1,380
現金及び現金同等物期首残高	10,813	21,685
現金及び現金同等物期末残高	21,685	23,065

④株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金	利益 剰余金 合計		
				別途 積立金	繰越利益 剰余金			
前期末残高	44,000					△ 20,389	△ 20,389	23,610
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当								
当期純利益						2,005	2,005	2,005
株主資本以外(純額)								
当期変動額合計						2,005	2,005	2,005
当期末残高	44,000					△ 18,384	△ 18,384	25,615

【注記事項】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

工具器具備品……………4～8年

②無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(2) 消費税等の会計処理の会計処理については、税込処理方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額……………1,793千円

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

諸手数料及び集金費……………58,736千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(単位：株)

株式の種類	前年度末 株式数	当年度 増加株式数	当年度 減少株式数	当年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	1,000	—	—	1,000
合計	1,000	—	—	1,000

5. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

属性	会社名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引内容(注)	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社 シノケン グループ	(被所有) 直接 50.00% (注1)	役員の兼任	—	—	—	—
親会社の 子会社	株式会社 シノケン ファシリ ティーズ	(被所有)	当社商品 の販売	代理店 手数料	58,736	代理店	—

(注1) 平成25年9月30日に当社株式の50%を取得しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上決定しています。

6. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………25,615円90銭

(2) 1株当たりの当期純利益……………2,005円32銭

7. その他の注記

金額単位は、千円未満を切り捨てています。



保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

	平成 26 年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	26,547 千円
①純資産の部合計（社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く）	25,615 千円
②価格変動準備金	—
③異常危険準備金	932 千円
④一般貸倒引当金	—
⑤その他有価証券の評価差額（税効果控除前）（99%又は 100%）	—
⑥土地含み損益（85%又は 100%）	—
⑦契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	—
⑧将来利益	
⑨税効果相当額	
⑩負債性資本調達手段等	—
告示（第 14 号）第 2 条第 3 項第 5 号イに掲げるもの (⑩ (a))	—
告示（第 14 号）第 2 条第 3 項第 5 号イに掲げるもの (⑩ (b))	—
⑪控除項目（—）	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2 + R2^2]} + R3 + R4$	2,794 千円
保険リスク相当額	1,848 千円
R1 一般保険リスク相当額	1,085 千円
R4 巨大災害リスク相当額	763 千円
R2 資産運用リスク相当額	1,594 千円
価格変動リスク相当額	—
信用リスク相当額	230 千円
子会社等リスク相当額	—
再保険リスク相当額	1,314 千円
再保険回収リスク相当額	50 千円
R3 経営管理リスク相当額	103 千円
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times (1/2)\}] \times 100$	1,900.3%

※ ソルベンシー・マージン比率とは、巨大災害発生などの「通常の予測を超える危険」（上表 (B)）に対する「保険会社が保有する支払余力」（上表 (A)）の割合を示す指標として、保険業法に基づき計算されるものです。

時価情報等

① 有価証券等

該当ありません。

② 金銭の信託

該当ありません。

本ディスクロージャー資料は、保険業法第 272 条の 17 において準用する保険業法第 111 条および保険業法施行規則第 211 条の 37 に基づいて作成した資料です。

ジック少額短期保険株式会社

ジック少額短期保険株式会社の現状 2015

2015年7月

〒283-0068 千葉県東金市東岩崎 15-6

TEL. 0475-50-2240 FAX. 0475-50-2241

ホームページアドレス <http://www.jicc-ssi.com>